

3 社会的自立を促す教育の推進

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、互いに思いやる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養^{かん}を図るとともに、規範意識や豊かな心を育むことが大切である。

また、子供たちの社会的自立を促すために、家庭や地域・社会との連携を図りながら、社会貢献への意識を育み、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感等を高め、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育が求められる。

さらに、自然災害の発生時に、「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動し地域に貢献できる人材となれるよう、防災教育の一層の充実が必要である。

加えて、「小1問題」に適切に対応するための就学前教育の充実、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する適切な支援を進めることも必要である。

主要施策6 人権教育の推進

1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

◇主要事務事業（総務部、地域教育支援部、指導部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料、啓発学習資料の作成

a 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。

b 啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員等に

- 対する研修を実施する。
- (ウ) 人権教育資料センターの運営
東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、映像資料の閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。
- イ 人権尊重教育推進校の設置
人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を 50 校程度設置する。
- ウ 研究活動の推進
人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。
- (ア) 人権教育研究推進事業
(イ) 人権教育推進のための調査研究事業
(ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

主要施策 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

1 小・中学校における考え議論する道徳の推進

道徳教育の一層の充実を図るため、東京都が作成・配布した、『特別の教科 道徳』移行措置対応「東京都道徳教育教材集」及び「特別の教科 道徳 指導読本」の活用、「東京都道徳教育推進拠点校」（中学校）及び「東京都道徳教育モデル校」（小学校）による道徳の教科化に向けた取組を推進する。

また、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図るため、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進するとともに、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施する。

◇主要事務事業（指導部）

- (1) 道徳の教科化に向けた取組の推進
- ア 東京都道徳教育推進拠点校（中学校）の設置
平成 28 年度から設置している東京都道徳教育推進拠点校（小・中学校等）111 校のうち、中学校 58 校について設置を継続し、各区市町村における道徳の教科化に向けた先進的な取組等の普及・啓発の拠点となる学校としての研究・開発を支援する。
- イ 東京都道徳教育モデル校（小学校）の設置
平成 30 年度から「特別の教科 道徳」が全面実施される小学校において、道徳科の実施はもとより、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実に資する効果的なカ

リキュラムのモデル等の普及・啓発の拠点となる学校として、小学校3校を東京都道徳教育モデル校として設置し、研究・開発を支援する。

ウ 「考え、議論する道徳」の効果的な指導事例の紹介

東京都道徳教育推進委員会が作成した「考え、議論する道徳」を実現する指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在り方や評価の考え方等について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進する。

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 東京都道徳教育教材集の作成・配布

都教育委員会が平成24年度から作成・配布している東京都道徳教育教材集「心あかるく」(小学校低学年版)、「心しなやかに」(小学校中学年版)、「心たくましく」(小学校高学年版)、「心みつめて」(中学校版)について、都内全公立小・中学校等の全ての児童・生徒に配布するとともに、道徳科はもとより、各教科や特別活動等における活用を推進し、東京の子供たちの豊かな心の育成に資する。

なお、小学校低・中・高学年版については、「特別の教科 道徳」の全面実施を受け、平成30年度から改訂に向けた検討を開始する。

イ 東京都道徳教育教材集保護者向けパンフレットの作成・配布

東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」の内容等について紹介するとともに、家庭での活用を促し、家庭における道徳教育の充実を図ることを目的として、保護者向けパンフレットを作成し、小学校新1年生及び中学校新1年生の全保護者に配布する。

ウ 『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集』の活用の推進

都教育委員会が平成28年3月に作成・配布するとともに都教育委員会ホームページに公開した、『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集』について、道徳科はもとより、各教科や特別活動等における活用を推進し、東京の子供たちの豊かな心の育成に資する。

(3) 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの充実

各小・中学校等における組織的な推進体制及び指導体制の構築を図ることを目的として、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施し、学識経験者等による講演、道徳教育推進教師による事例発表、効果的なカリキュラム作成に係る演習等を通して「特別の教科 道徳」及び学校の教育活動全体を通じた道徳教育の在り方等に関して普及・啓発する。

(4) 道徳授業地区公開講座の充実

ア 学校と家庭・地域とが一体となった道徳教育を推進することを目的として、都内全公立小・中学校等及び一部の特別支援学校において、道徳授業地区公開講座を実施する。都内全公立小・中学校等の全ての学級において、保護者・地域住民に道徳の授業を公開するとともに、意見交換会を実施し、教員・保護者・地域住民が子供たちの課題や大人の果たすべき役割等について意見交換・協議を行う。

- イ 道徳授業地区公開講座を実施する全ての学校について、開催日程を都教育委員会ホームページで公開し、広く都民への周知と参加の促進を図る。
- ウ 平成 30 年 3 月に都内全公立小・中学校等を対象に作成・配布した道徳教育に関する保護者向け DVD 教材の活用を推進し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の内容の充実と参加者の増加を図る。
- エ 平成 30 年 3 月に都内公立小・中学校等の全教員を対象に作成・配布した道徳授業地区公開講座教員用リーフレットの活用を推進し、道徳授業地区公開講座の計画・実施、保護者向け DVD 教材を活用した意見交換会の実施例等に関する理解を深めるとともに、講座の内容の充実を図る。
- オ 区市町村教育委員会を通じての各学校からの要請に応じ、都教育委員会の指導主事等を道徳授業地区公開講座の講師として派遣し、各学校を支援するとともに、講座の充実に向けた具体的な方策等について必要に応じて指導・助言する。

2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施

平成 28 年度から全都立高等学校及び都立中等教育学校において、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を設置している。これにより、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。そして、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道徳性や指導方法・内容について継続して研修を行う。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成 28 年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

平成 30 年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成 29 年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

「人間と社会」の優れた取組を共有するなどの目的として、各校の推進者を対象に年 1 回の推進者研修を実施する。

主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

1 キャリア教育の推進

生徒に社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、全中学校で職場体験活動等の取組を実施するとともに、教師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

また、全都立高校において必修教科として設置している、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を中心として、高校生一人一人が社会の一員であることを自覚し、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

さらに、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整え、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

あわせて、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討、商業教育の改革を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育成するため、東京の産業や身近な企業等を学習する新科目の開発や、企業等と共同して教育活動を支援する組織「商業教育コンソーシアム東京」の設置などにより、ビジネスを実地に学ぶ機会を拡充する。

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校で実施するとともに、専門学科高校向けのプログラムを試行的に導入する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部・指導部）

(1) 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進

ア 区市町村教育委員会と連携し、都内全公立中学校等における職場体験活動の実施を継続するとともに、指導主事連絡協議会等において体験活動の充実に係る情報の提供や優れた事例の発表等を行い、職場体験活動のより一層の充実を図る。

イ 中学校等における職場体験の実施予定等に関する調査を実施し、都内全公立中学校等の職場体験に係る取組の状況を把握するとともに、成果や課題を抽出し、区市町村教育委員会や各学校等に情報提供を行う。また、キャリア教育に係る取組事例等について区市町村教育委員会を通じて情報収集を行い、優れた取組等について指導主事連絡協議会やメールマガジン等を通じて全都に紹介する。

ウ 青少年・治安対策本部と連携し、「中学生の職場体験都庁内推進会議」、「中学生の職場体験推進協議会」を開催して受入先の開拓や気運の醸成、更なる充実に向けた取組の方向性等について協議・検討を行うとともに、「中学生の職場体験発表会」を開催し、事業内容の周知と優れた取組の普及を行う。

エ 都内全公立小・中学校等の教員を対象として作成・配布し、都教育委員会ホームページで公開した「キャリア教育教師用手引書」（小学校版・中学校版）の活用を推進し、小・中学校等における系統的なキャリア教育の推進に向けた具体的な取組やカリキュラム作成の仕方などについて、教員の理解を深め、実践を促す。

オ 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」会員団体の教育支援プログラムの活用等、各学校における企業やNPO法人等を活用した効果的なキャリア教育の普及を支援する。

(2) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成 28 年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

平成 30 年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成 29 年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

「人間と社会」の優れた取組を共有するなどの目的として、各校の推進者を対象に年 1 回の推進者研修を実施する。

(3) インターンシップ事業の促進

平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結した。平成 19 年度からは、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施するとともに、受入先の拡充を図ってきた。今後も受入先の企業の拡大及び職種が多様化を進め、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるように支援していく。

(4) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高等学校におけるキャリア教育の一層の充実を図るため、各学校に基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成させ、学校の教育活動全体を通じて行う系統的、組織的なキャリア教育を進めていく。

(5) キャリア教育推進者への情報提供

各校の担当者に対して、高等学校進路指導資料等を通して優れた事例等についての情報提供を行い、キャリア教育推進者の資質の向上を図る。

(6) 全都立学校への全国紙配布

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立特別支援学校高等部の図書室に全国紙等 6 紙を配置する。

- ア 生徒が現実の政治的事象に触れる機会の充実
 - イ 教員が主権者教育のための教材として活用する環境の整備
- (7) ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進
- ア わくわくどきどき夏休み工作スタジオの実施

工業高等学校、科学技術高等学校や産業高等学校において、夏季休業日を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校等に関する保護者向けのPR活動の充実・強化を通して、ものづくりへの興味・関心を高める。
 - イ 専門高等学校の改善
 - (ア) デュアルシステム科の拡充

産業界から評価されている「東京版デュアルシステム」を更に推進していくため、平成 30 年度に都立葛西工業高等学校及び都立多摩工業高等学校に設置したデュアルシステム科について、企業開拓や中学生・保護者への周知を支援し、地域企業と連携したものづくり人材の育成を推進する。
 - (イ) エンカレッジスクールの追加指定

ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援し、ものづくり産業を担う人材を輩出するため、平成 30 年度から都立中野工業高等学校をエンカレッジスクールに指定した。生徒が、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けるとともに、自らの適性を見出し、進路を選択できるよう、工業科エンカレッジスクールとしての取組を支援する。
 - (ウ) 実地に学ぶ商業教育への改革

都立商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、平成 30 年度からビジネス科への学科改善を行った。ビジネス科第 1 学年の「ビジネス基礎」においては、都教委が作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する授業の充実を図るとともに、試行実施校の第 2 学年では企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う新たな学校設定科目「ビジネスアイデア」を試行実施し、各校の授業研究を支援する。
 - (エ) 商業教育コンソーシアムの推進

実地に学ぶビジネス科の教育においては、企業、地域や地元商店街等におけるフィールドワークや外部講師等の外部人材の活用が必要であり、こうした取組を円滑に進めるために企業、大学等との連携が必須であることから、平成 30 年度に設立する、連携企業等の開拓や商業高校と企業等のマッチングなど商業高校の教育活動を支援するための組織「商業教育コンソーシアム東京」の取組を推進する。
 - (オ) 家庭・福祉高校（仮称）の設置

入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる学科や、不足が見込まれる保育人材を育成する学科、超高齢社会に対応した介護人材を育成する学科を併せ持った家庭・福祉高校（仮称）の平成 33 年度の設置に向け、必要な施設・設備の整備等

について検討を進める。

(8) 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業の実施

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の会員団体の協力により、平成 29 年度は企業や大学、NPO等 60 団体のプログラムを都立高校（142 校）に紹介した。事前に高校と団体が打合せを行い、実施校の生徒の実情等に合わせ、プログラム内容等を調整して実施している。

また、平成 31 年度に向け、普通科高校全校及び専門学科高校 4 校で実施しているプログラムの効果等を検証し、学校のニーズ等に対応した本事業の在り方等について検討を進める。

2 防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」の活用を更に促進し、「親子防災体験」（小学校対象）・「防災標語コンクール」（中学校第一学年対象）を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

また、全都立高等学校において、災害時に自分の身を守りつつ地域での救援活動等に貢献できる人材を育成するために、一泊二日の宿泊防災訓練等を通じて、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。全都立特別支援学校では、首都直下地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、一泊二日の宿泊防災訓練を実施する。

さらに、防災への高い使命感と奉仕の精神を併せ持った防災リーダーを育成するため、都立高等学校等の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」を実施する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

ア 「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間（平成 30 年 7 月から同年 9 月まで）の設定

(ア) 小学校対象「親子防災体験」の実施

- a 都内公立小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象
- b 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）
- c 児童が体験後、「防災ノート」巻末ページに感想等を記入

イ 中学校対象「防災標語コンクール」

(ア) 都内公立中学校・中等教育学校（前期課程）・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）の第1学年の生徒を対象

(イ) 生徒が「防災ノート～災害と安全～」等を活用して標語を考え、「防災ノート～災害と安全～」に記入し各学校に提出

(ウ) 各学校で選考した優秀な作品1点について、推薦された生徒に表彰状を授与し、さらに標語記載の「のぼり旗」を配布し校内に掲示

ウ 高等学校における「防災ノート～災害と安全～」の活用と、一泊二日宿泊防災訓練等の実施

エ 特別支援学校における「防災ノート～災害と安全～」の活用と、一泊二日宿泊防災訓練等の実施

(2) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。また、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、参加した児童・生徒の防災意識の向上を図る。

ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを通じて避難所生活を体験する。

イ 教職員は、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練などを学校の規模や地域の実情に応じて実施する。

ウ 事業の検証

(ア) 各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。

(イ) 宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

(3) 「合同防災キャンプ」の実施

都立高等学校等の生徒及び教員が、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティアや交流活動等を実施するとともに、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養^{かん}や、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

ア 都立高校の生徒80名程度、教員20名程度を募集

イ 都立高校防災サミットで研修成果を発表

主要施策 9 不登校・中途退学対策

1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援

不登校の児童・生徒の学校復帰を支援する施設として、各区市町に設置されている教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るため、特定の地区における重点的な取組を支援するモデル事業を確実に行う。

また、教員が児童・生徒の心身の状態を十分に理解し、より適切な働き掛けなどの対応が行えるよう、特定の地区における試案の活用実績を踏まえ、不登校対策に資する手引を作成する。

さらに、学校に通いたい但在籍校には戻れない不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、新たに不登校特例校の設置が必要であると判断した区市町村教育委員会に対し、支援を行う。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化

教育支援センター（適応指導教室）の充実に向け、都が提示する複数の補助メニューの中から、あらかじめ選定した区市町が自ら選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を継続実施する。

ア 補助メニューの主な内容

- (ア) 人材の充実（若手指導員、心理職、スクールソーシャルワーカー等の人材配置）
- (イ) 指導員のスキルアップ（指導員向けの研修講師派遣や研修への参加促進）
- (ウ) 魅力ある講座の充実（遠足、宿泊型体験教室、外部人材の活用等）
- (エ) 民間教育事業者のノウハウの活用（コミュニケーショントレーニングの実施等）
- (オ) 施設整備や学習環境の充実（施設の改修、ICT機器の整備等）

(2) 新たな不登校を生まないための手引の作成

児童・生徒への適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法などを示した手引の試案を特定の地区で活用し、その実績を踏まえて手引を完成させる。

(3) 不登校特例校の設置支援

新たに不登校特例校の設置が必要であると判断した区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続きを支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を行う。

2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校（要請派遣校）に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

また、多様かつ複雑な不登校・中途退学の課題の早期解決に向け、より専門性の高いユースソーシャルワーカー（主任）の配置を順次拡大するなど、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実・強化を図る。

さらに、不登校の生徒や中途退学者の多い都立高等学校において、その対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を定め、学級担任への助言、「自立支援チーム」や関係機関との連絡・調整などを行い、組織的な取組を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部・指導部）

(1) 都立学校における不登校・中途退学対策

ア 継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

イ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を年3回実施する。

ウ 不登校・中途退学対策に向けた校内体制の整備と「自立支援チーム」や関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への理解と対応力を深め、校内体制を構築するため、「自立支援チーム」の役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、「自立支援チーム」と連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒の情報共有、外部機関との連携・調整等を行う。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ細やかな支援を実施する。

また、多様かつ複雑な不登校・中途退学の課題の早期解決に向け、より専門性の高

いユースソーシャルワーカー（主任）を「自立支援チーム」に新たに設け、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制を充実・強化する。

ウ 関係機関とのネットワークの構築

(ア) 関係機関とのネットワークの構築

中途退学し、又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。

(イ) 学び直し支援事業の実施

都立学校への再就学（学び直し）を希望する生徒等に対し、若者支援に実績のあるNPOと連携した学習支援を行う。

3 チャレンジスクールの拡充

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた取組を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進

ア チャレンジスクールの新設

平成34年度に開校予定の足立地区チャレンジスクール（仮称）及び平成35年度に開校予定の立川地区チャレンジスクール（仮称）について、基本計画検討委員会報告を踏まえ、設置に向けた調整を着実に進める。

イ チャレンジスクールの規模拡大

既設チャレンジスクールのうち1校について、平成31年度からの学級増に向けた条件整備を進める。

4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、意見交換会の開催や、文部科学省における民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究の成果を踏まえ、フリースクール等民間施設・団体等との連携を推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) フリースクール等民間施設・団体等との意見交換会等の実施

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、フリースクール等民間施設・団体や、文部科学省による「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の受託者等と意見交換会を開催する。

主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の質の向上について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」等の指導資料の活用を促進する。

また、「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」からの提言を受け、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続に向けた教育課程等の具体化及び効果検証の方法等を明らかにするために、就学前教育及び小学校教育の一層の充実を図るためのモデル実施に向けた取組を展開する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

「就学前教育カンファレンス」を開催し、就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、教育・保育関係者を対象とした講演等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等について更なる理解推進を図る。また、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム改訂版等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容についての啓発を図るとともに、就学前教育施設と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育のそれぞれが学びの連続性を踏まえた教育活動を行えるように支援する。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、5歳児から小学校低学年をひとまとまりにした教育課程の方向性を検討するとともに、具体的な教育課程や教材・教具などについて、モデル地区と共同で研究・開発を進めていく。

2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備

都立高等学校において、日本語指導が必要な在京外国人生徒が早期に日本語を習得し、円滑な学校生活を送ることができる教育条件を提供する在京外国人生徒対象枠について、既募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえながら、今後の適切な募集規模について検討する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、在京外国人生徒が居

住する地域のバランス等を踏まえながら、入学者選抜における在京外国人生徒対象募集枠が適正な応募倍率となるよう、都立高等学校における募集枠の設置や方法について検討する。

(2) 日本語指導外部人材活用事業の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

<取組の方向3におけるその他の事務事業>

1 学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進

安全教育に関する「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムを全公立学校において活用することにより、教育活動全体で総合的に取り組む安全教育を推進する。

(2) 安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定して安全教育に関する指導方法を研究し、その成果を全都に普及する。

2 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援（指導部）

(1) 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

※ いじめ他教育に関わる相談をフリーダイヤルで 24 時間受け付けている。

(2) 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日 18 時までの相談時間の延長及び毎月第 3 土曜日の開所を引き続き実施する。

(3) メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

(4) 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方やその保護者の方を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、就学や就労に向けて支援をする。

- ア リスタート登録・通信の発行
 継続的な支援を希望する方には、登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等を定期的に発信する。
- イ リスタート登録された方向け
- (ア) つどい講演会の開催
 不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に資するテーマで保護者を対象に開催する（初回のみ登録不要）。
- (イ) つどいグループミーティングの開催
 当センターの心理職からの助言を交え、保護者同士が体験や気持ちを共有し、子供の学校復帰、社会参加に向けて話し合う。
- (ウ) 就学サポートによる支援
 現在どの学校にも籍がない子供本人に対して、進路に関する面接を計画的・継続的に行い、都立高校への就学に向けて個別に支援する。
- ウ 進路相談会の開催（リスタート登録されていない方でも参加可能）
 都立高校への就学について個別相談を行い、具体的な情報の提供により、適切な進路選択ができるよう支援する。
- エ 「自立支援チーム」と東京都教育相談センターの接続
 自立支援チームが関わっている生徒のうち、不登校、中途退学し進学を希望する生徒・保護者等を東京都教育相談センターへ案内する。
- (5) 学校等への支援
- ア 教職員等からの相談
 教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。
- イ 学校等への派遣
- (ア) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣
 一般訪問： いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。
- (イ) 学生アドバイザースタッフ（心理学や教育学等を学んでいる学生）の派遣
 不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として学校等に派遣する。
- ウ 都立学校教育相談担当者との連携の推進
 都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。
- エ 区市町村教育相談機関との連携の推進
 東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会や教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適応指導教室との連携及び協力を推進する。

4 子供たちの健全な心を育む取組

【施策の必要性】

東京都は、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、これに基づき、都教育委員会が「いじめ総合対策」を策定し、全ての学校において、学校全体による組織的な対応を推進してきた。しかしながら、全国的には、いじめによる問題や子供たちによる暴力行為、自殺など、生命に関わる重大な事案が後を絶たない現状もあり、引き続き、全教職員による組織的な取組の徹底や、子供たちや家庭に対する効果的な支援を行うことが大切である。

また、情報社会の進展に伴い、子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、児童・生徒が情報社会での行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、情報機器の使用による健康との関わりを理解する力を身に付けさせることが必要である。

主要施策 1 1 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うなど、教職員研修の充実等を通して、平成29年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次】」に示されている具体的な取組を、全教職員により確実に推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

学校において、軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、研修等を通し、全ての教職員が、以下の視点に立って「いじめ防止対策推進法」に規定されている「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにする。

ア 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合は、例外なくいじめに該当すると捉える。

イ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、相手の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめに該当すると捉える。

ウ いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、いじめの件数が多いことが課題であるとの意識を払拭する。